

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公開番号】特開2012-41040(P2012-41040A)

【公開日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-009

【出願番号】特願2011-172588(P2011-172588)

【国際特許分類】

B 6 0 C 9/18 (2006.01)

B 6 0 C 9/20 (2006.01)

B 6 0 C 9/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 9/18 Q

B 6 0 C 9/20 C

B 6 0 C 9/00 G

B 6 0 C 9/00 C

B 6 0 C 9/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月30日(2014.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カーカスとベルト補強構造とを有し、複数のフランジを備えるリムに取付けられる空気入りタイヤであって、

前記ベルト補強構造は、赤道面に対して5°以下の角度で配置された複数のコードを有する第1、第2及び第3のベルト層と、各々が前記タイヤの前記赤道面に対して5°から30°傾斜し各横縁部の所の折り返し点まで交互に延びるコードの2つの層を形成する、第1及び第2のジグザグベルト補強構造とを有し、

前記第1のジグザグベルト補強構造は最も幅の広いベルト層であり、前記ベルト層のうちの1つは、前記第2のジグザグベルト補強構造の幅よりも大きな幅を有し、

前記第1、第2及び第3のベルト層のうちの少なくとも1つは、前記フランジ同士の間の前記リムの幅の13%から47%の範囲の幅を有する、空気入りタイヤ。

【請求項2】

前記第1、第2及び第3のベルト層のうちの少なくとも2つは、前記第2のジグザグベルト補強構造の幅よりも大きな幅を有する、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項3】

前記第1および第2のベルト層は、2つのらせん層を形成しているらせん状に巻かれたコードによって形成されている、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項4】

前記第1のジグザグベルト補強構造の幅Wzと幅が最大であるベルト層の幅Wsとの比は、0.6 < Ws / Wz < 1である、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項5】

1つ以上の前記ベルト層は、ナイロンとアラミドの混合物で作られた複数のコードを有する、請求項1に記載の空気入りタイヤ。

【請求項 6】

1つ以上の前記ベルト層は、アラミドで作られた複数のコードを有する、請求項1に記載の空気入りタイヤ。